

随意契約に関するガイドライン

愛知県犬山市

決 裁 平成 29 年 7 月 10 日

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

本ガイドラインは、本市が締結しようとする全ての契約に適用する。

このガイドラインを参考とし、随意契約を行う場合にあっては競争性の確保を念頭において適切な執行に努めること。また、市が締結する契約は個別の案件によって様々であり、このガイドラインをもって直ちに随意契約をすべきものではなく、また、ここに例示したものに限定される趣旨のものではない。

随意契約は、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断すること。

※ 地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号を、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項各号に読み替えるものとする。

目次

第 1	趣旨	1
第 2	随意契約	1
第 3	随意契約とする場合の手続き	2
第 4	随意契約とする場合における留意点	3
第 5	施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の考え方	4
1	第 1 号の規定（少額随契）	4
2	第 2 号の規定（その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき）	4
3	第 3 号の規定（特定の施設等から物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき）	6
4	第 4 号の規定（新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入れ等の契約をするとき）	8
5	第 5 号の規定（緊急を要するもの）	8
6	第 6 号の規定（競争入札に付すことが不利なもの）	9
7	第 7 号の規定（時価に比して著しく有利な価格で契約できるもの）	10
8	第 8 号の規定（競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき）	10
9	第 9 号の規定（落札者が契約を締結しないとき）	11
第 6	1 人から見積書を徴収すればよい場合と省略できる場合	12
第 7	1 人からの見積書の徴収に係る特例	13
第 8	事務処理について	13
第 9	随意契約の公表について	14

第 1 趣旨

はじめに、地方公共団体としての契約は、住民福祉の向上に資するために行う事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらの契約の多くは公金の支出を伴うことから、その手続きは極めて厳格な公共性が要求されるものとなっている。

このため、地方自治法上では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定しており、さらに、犬山市契約規則（以下「契約規則」）等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところである。

また、地方公共団体が締結する契約に当たっては競争入札を原則としていることから、その例外的な方法である「随意契約」の適正かつ円滑な運用を確保し、契約担当職員の恣意の防止を図るとともに、必要以上の随意契約が行われていないかを改めて点検するため、「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものである。

第 2 随意契約

地方公共団体が締結する契約（以下「公共調達」という。）は、競争入札が原則であり、随意契約は、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法である。

随意契約は、競争入札に付する手続きを省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから信用・履行能力等のある事業者を容易に選定することできる反面、その運用を誤ると、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損ない、違法な契約となるおそれがある。

そのため、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号により、随意契約によることができる要件が次のとおり規定（一部省略）されており、随意契約はこれに該当する場合を除きすることができない。

- (1) 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
- (4) 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ又は借り入れる契約若しくは新役務の提供を受ける契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付したとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

第4 随意契約とする場合における留意点

個々の契約においては、安易に随意契約を適用しないこととし、契約事務の公正性及び経済性を確保する観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断するとともに、下記の事項を十分に検討し、慎重に契約方法を決定するものとする。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するかを明らかにし、関係書類に明確に記載すること。また、特定の1人による随意契約（以下「1者随契」という。）は、施行令第167条の2第1項各号及び契約規則第24条の3第1項各号のいずれかに該当し、その理由を合理的に説明できる場合に限り適用できるものとする。なお、随意契約を適用することとした場合は、その理由を明確にしておくものとする。

(2) 有利性の説明

随意契約をしようとする場合においても、競争の原則に基づき、可能な限り複数の者から見積書を徴して、それら徴した見積価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方とすること。

価格の有利性より特に優先すべき事由による場合は、その内容を具体的に説明できること。単に「過去の実績が十分なため」「業務に精通しているため」「特殊な業務なため」等のみを理由とし、具体的かつ合理的な説明がない案件を随意契約とすることは適切でない。

(3) 少額随意契約の留意点

契約規則第24条の規定では、一定額以下の案件については、事務負担の軽減を主旨として随意契約（以下「少額随契」という。）をできるとしているが、本来競争性が求められるような案件を合理的な理由なく故意に分割し少額随意契約することは適切でない。

(4) 1者随契となる場合におけるチェックポイント

- 他課で類似の契約が想定される場合、競争による契約を行っていないか。
- 近隣自治体で類似の契約が想定される場合、競争による契約を行っていないか。
- 特別な技術、機器、設備等を理由とする場合、契約を履行できる者が1人しかいない状況か。
- 契約相手方となる者が、業務の主要部を再委託するような実態はないか。
- 複数年同一業者と契約している場合、状況の変化により競争性が生じていないか。
- 内容（仕様）の変更、業務の分離等で競争を行う余地がないか。

(5) 競争性のある随意契約をする際の見積書の徴収に関する留意点

複数の者から見積書を徴し競争を図る場合は、公正な取引の観点から、特定の者に対して他の見積り者を開示し、一括して見積りを依頼してはならない。

第5 施行令第167条の2第1項各号の考え方

地方自治法第234条では「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定している。

これを受けて、随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項各号（以下それぞれを「第1号」、「第2号」、「第3号」、「第4号」、「第5号」、「第6号」、「第7号」、「第8号」、「第9号」という。）を規定しており、その各号についての基本的な考え方を以下のとおり示すものとする。

1 第1号の規定

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

本号は、少額随契をする場合について適用する。なお、契約規則第24条で規定する随意契約によることができる予定価格の範囲は、次のとおりとする。ただし、当該額の範囲内であっても他の契約の方法を排除したわけではなく、2人以上から見積りを徴することを原則とする。

契約の種類	予定価格（税込）	適用
(1) 工事又は製造の請負	200万円以下	建設工事、建築物等の修繕、車両製造、印刷製本、システム開発等
(2) 財産の買入れ	150万円以下	動産、不動産の購入
(3) 物件の借入れ	80万円以下	動産、不動産の借入れ（リースを含む）
(4) 財産の売払い	50万円以下	動産、不動産の売払い
(5) 物件の貸付け	30万円以下	動産、不動産の貸付け
(6) 前各号に掲げる以外のもの	100万円以下	業務委託その他役務の提供、物品修繕、電子サービス等の提供

注1) 本号よる金額以下であれば、第2号以下の各号の要件を充足している場合でも本号を適用する。

注2) 賃貸の契約にあつては、予定賃貸料の総額、単価契約にあつては、予定数量を見込んだ総額を予定価格とする。

注3) 長期にわたる契約にあつては、全期間を見込んだ総額を予定価格とする。

注4) 製造の請負には、仕様上において既定オプションの付加又は既製品の単純な取付を含む物品の調達は該当しないものとする。

2 第2号の規定

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

○運用

本号は、公共調達において、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの

について適用する。

○事例

- (1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない下記に掲げる契約をするとき。

工事請負

- ア 極めて特殊な工法を用いる工事であるため、施工可能な者が特定される工事を施工するとき。
- イ 文化財その他極めて特殊な建築物のため、施工可能な者が特定される工事を施工するとき。
- ウ 極めて特殊な設備、機器等であるため、施工可能な者が特定される工事を施工するとき。
- エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事を施工するとき。
- オ 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならないとき。

物品調達

- ア 特定の者だけしかもっていない物品を購入するとき。
- イ 不代替品であり、又は用途が一定しており、それ以外の目的に使用することができない等、特別な目的があるため購入先が特定されるとき。

役務調達その他

- ア 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係るとき。
- イ 新聞、雑誌等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。
- ウ 特定の公益目的達成に必要なとき。

共通

- ア 契約相手が公的機関又は公的機関に準ずる機関である場合
- イ 相手方を政策的に支援する委託で、相手方が市民団体、劇団、楽団等である場合
- ウ プロポーザル方式等の競争又は比較協議により、契約の相手方をあらかじめ特定しているとき。
- (2) 経験若しくは知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約するとき。

工事請負

- ア 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- イ 埋蔵文化財の調査、発掘等で特殊な技術又は手法を用いる必要がある工事を施工するとき。

役務調達その他

- ア 著作権等による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者に行わせるとき。
- イ 独自のシステムが組み込まれていて非公開であるため、他の者では解析や改造が困難であるとき。
- ウ 既存の情報処理システム等を設計し、又は制作した者以外の者に施行させ

た場合、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にある改良・保守の契約をするとき。

エ 極めて特殊な設備・機器の製作者等に運転、保守管理を行わせるとき。

オ 訴訟、調定、登記、訴訟法上の鑑定等の事務を委託するとき。

カ 継続的な業務で業者を特定しなければ事業自体の継続が困難であるとき。

キ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

ク 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるとき。

共通

ア 契約相手が公的機関又は公的機関に準ずる機関である場合

イ 相手方を政策的に支援する委託で、相手方が市民団体、劇団、楽団等である場合

ウ プロポーザル方式等の競争又は比較協議により、契約の相手方をあらかじめ特定しているとき。

(3) 市場価格が一定している場合で競争に付する必要がない物品を購入するとき。

(4) 国若しくは地方公共団体又は営利を目的とせず、かつ公益を目的とする団体と契約をするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと市長が認めるとき。

3 第3号の規定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十八項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業

所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

○運用

本号は、公共調達において、その契約が次に掲げる内容に該当する場合について適用する。

(1) 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れるとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第28項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。次号において同じ。）を行う施設
イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下「小規模作業所」という。）

ウ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設で使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長に認定を受けたものに限る。）

(2) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。

- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体が行う事業で、その事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から受ける契約をするとき。
- (4) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設からの役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

注1) この号による契約は、規則第24条の2の規定により、発注の見通し及び契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況を公表しなければならない。

4 第4号の規定（現時点において本市に該当する事業者はない）

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

○運用

本号は、公共調達において、その契約が次に掲げる内容に該当する場合について適用する。

- (1) 地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者において新商品として生産された物品を買い入れ又は借り入れる契約を締結するとき。
- (2) 地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者において新役務として提供された役務の提供を受ける契約を締結するとき。

注1) この号による契約は、新商品の買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事の請負契約は該当しない。

注2) この号による契約は、規則第24条の2の規定により、発注の見通し及び契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況を公表しなければならない。

5 第5号の規定

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

○運用

本号は、天災地変その他非常緊急時において、競争入札による手続を経ると、その対応時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合について適用する。なお、本号の適用に際しての「緊急」とは、客観的な事実に基づくものでなければならず、単なる事務手続きの遅延は「緊急」には該当しない。

○事例

災害時等の緊急の必要があって、競争入札による手続をとることが、目的時期を

失し、市にとって不利益を被る場合であって、下記に掲げる契約をするとき。

工事請負

- ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ウ 災害の未然防止のための応急工事

物品調達

- ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買い入れや借り入れ
- イ 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料の買い入れ
- ウ 天災地変その他非常緊急事態による生活、衛生物資等の調達

役務調達その他

- ア 水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合の復旧対応
- イ 電気、機械設備等の故障に伴う応急対応（常時稼働しなければ施設の運営上、特に支障があると認められる場合に限る。）
- ウ OAシステム、インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる恐れがある場合の復旧対応
- エ 大気汚染や水質汚濁により人的、物的被害をもたらすおそれのある場合の措置対応

共通

その他市民生活に著しい支障が生じるとき。

6 第6号の規定

競争入札に付することが不利と認められるとき。

○運用

本号は、競争による利益を享受する以上に、競争入札に付することで納期、工期又は経費等の面で不利となることが認められる場合について適用する。

○事例

- (1) 早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければならない場合が想定されるとき。
- (2) 次に掲げる事項で、現に契約履行中の者に履行させたほうが、時期の短縮、経費の削減が確保できる等有利となることが明らかなきとき。
 - ア 当初予期し得なかった事情等の変化により必要となった追加工事又は業務
 - イ 本体工事又は業務と密接に関連する付帯的な工事又は業務
- (3) 継続して施工される工事で、前工事の施工者に施工させたほうが、工期の短縮、経費の節減、工事の安全かつ適切な施工が確保できる等特に有利と認められるとき。

例) 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を有するものに限る。）の築造を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる場合

- (4) 他の発注者が発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事等で、当該施工中の者に施工させた方が、工期の短縮、経費の節減、工事の安全かつ適切な施工が確保できる等特に有利と認められるとき。

例) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所を施工する場合

7 第7号の規定

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

○運用

本号は、契約の目的物の品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格に照らし合わせも著しく有利であることが明らかであって、競争入札に付す必要がない場合について適用する。なお、本号の適用に際しての「著しく有利な価格」とは、市場価格等と比較した客観的な事実に基づくものでなければならない。

○事例

- (1) 特定の者が、施工に必要な資材等を多量に所有するため、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。
- (2) 特定の者が開発し、又は導入した資機材、作業設備その他の方法を利用するほうが著しく有利な価格で契約できるとき。
- (3) 物品を購入するにあたり、特定の者がその物品を多量に所有し、他の者に比べ著しく低価で契約できるとき。

8 第8号の規定

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

○運用

本号は、一般的に「不落随契」といわれ、次に掲げる事項に該当した場合について適用する。

- (1) 入札公告又は指名通知を行ったが応ずる者がなかったとき、又は再度の入札に付したが全ての者が入札を辞退し、入札者がいないとき。
- (2) 再度の入札に付したが、予定価格に達しない入札で落札者がいないとき。
- (3) 再度の入札に付したが、入札が無効になり落札者がいないとき。

注1) 再度の入札とは、本市の場合、予定価格を事前公表していない案件で予定価格に達する入札がないため行う再度の入札をいい、再度の入札は2回（2回目は再々度の入札）行うものとする。

注2) 時間的に余裕があれば、一般競争入札においては資格条件の緩和又は設計積算の見直しを、指名競争入札においては他の業者の指名等を行って改めて入札を行うことを基本とすること。

注3) 本号を適用した契約を行う場合は、契約する相手方は原則として入札参加の意思を示した者としなければならない。

注4) 再度の入札において落札者がいないときは、本市の場合、再々度の入札を行っても落札者がいないときとする。この場合において、最低の入札価格を提示した者を契約の相手方とする。ただし、最低の入札価格を提示した者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の入札価格を提示した者を契約の相手方とすることができる。

9 第9号の規定

落札者が契約を締結しないとき。

○運用

本号は、入札の結果、落札した者があつたにもかかわらず、次に掲げる事由により、その落札者が契約を締結しないときについて適用する。

- (1) 落札者が契約を辞退したとき。
- (2) 落札者が倒産等により契約締結ができなくなったとき。
- (3) 落札者が所定の期日までに契約の保証を付すことができなくなったとき。

注1) 本号を適用して契約する場合は、原則として入札に参加した者から順次、次順位の者（2番目に低い若しくは高い入札価格を提示した者）を契約の相手方とする。

注2) 時間的に余裕があれば、改めて競争入札に付すこと。

10 その他

建設工事等の公共工事に係る随意契約については、旧建設省通達「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（工事請負契約における随意契約ガイドライン）（建設省厚発第308号（昭和59年7月11日）」を参考とし、適切な運用に努めること。

第 6 1 人から見積書を徴収すればよい場合と省略できる場合

1 契約規則第 24 条の 3 の説明（下線部は規定の原文）

第 24 条の 3 市長は、随意契約による契約を締結しようとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる契約については、この限りでない。

<p>(3)、(4)に該当する場合は「随意契約に関する調書」が必要 1 人から見積書を徴収すればよい場合</p>	<p>(1) <u>法令等により価格が定められているもの</u></p> <p>(2) <u>契約金額の総額が 10 万円（工事又は製造の請負にあっては、30 万円）を超えないもの</u></p> <p>(3) <u>緊急を要するもの</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要でないとするもの</u></p>	<p>(1)の運用 官報、新聞、郵便切手、はがき、現金書留封筒、収入印紙、商品券、図書カード等、法令等で価格が確定しているとき。 ※見積書の省略可</p> <p>(3)の運用 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当し、契約の性質上相手方が特定されるとき。</p> <p>(4)の運用 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、2 号、3 号、4 号、6 号、7 号に該当し、契約の性質上相手方が特定されるとき。</p>
--	--	---

2 前項の規定による見積書の徴収は、別に定めるところにより、見積書を提出しようとする者の使用に係る電子計算機により電子調達システムを介して行うことができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、契約の性質上、市長が見積書を徴し難いと認めるときは、見積書の徴収を省略することができる。

<p>で見積書を省略できる場合</p>	<p>3 の運用</p> <p>① 見積書を徴することが適当でないもの ア 第 1 項第 1 号に該当する場合 イ 契約の申込みをする時点で、すでに確定した価格が明確に表示されている場合</p> <p>② 契約金額の総額が 3 万円以下のもの</p>
---------------------	---

備 考

1 契約金額の総額は、予定価格の総額と同様の考え方（4 ページ「1 第 1 号の規定」を参照）とする。

第7 1人からの見積書の徴収に係る特例

1 趣旨

市民等からの通報又は巡回により対応を要する公共施設の除草、樹木剪定（倒木処理を含む）、浚渫に係る業務は年間150件（契約金額が30万円以下となる案件は100件）を超え、居住環境への配慮や道路通行上の安全確保等のため早急に対応を要するものが大半を占めており、相当数を効率的かつ効果的に処理する必要が生じている。

このことから、状況に応じた迅速な対応を可能とするため、1人からの見積りで発注可能な工事の取扱い（契約金額が30万円を超えないもの）に準拠して処理できるよう特例を設けるものである。

また、除草、樹木剪定（倒木処理を含む）、浚渫に係る業務は、積算上は工事の基準を適用しており、工事請負契約として処理する事例（浚渫は、建設業法上の許可業種「しゅんせつ工事業」に該当する）もあることから、当該業務に限り特例的に行う。

2 適用条件

次の事項を全て満たす場合は、契約規則第24条の3第1項第4号の規定を適用する。

ア 市民等からの通報又は巡回により対応する公共施設の除草、樹木剪定（倒木処理を含む）、浚渫に係る役務の提供を受ける契約であるもの

イ 契約金額の総額が、30万円を超えないもの

ウ 良好な居住環境の維持、道路通行上の安全確保等において早急に対応する必要があると判断されるもの

注) 発注に関しては、施工箇所を考慮した地元業者に発注するものとし、また、一定の業者に偏ることがないようにしなければならない。

第8 事務処理について

1 随意契約に係る「施行伺」又は「施行伺兼業者選定伺」には、根拠法令の条項を記載し、1者随契（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）となる場合は、所管課名、件名、契約内容、根拠規定及び随意契約の理由等を記載した「随意契約に関する調書（施行伺）」を作成し、添付すること。

2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約案件（以下「特定随意契約」という。）については、契約内容の事前公表を要するため、経営改善課と調整すること。

3 特定随意契約及び1者随契（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）の方法で締結された契約は「随意契約に関する調書（公表）」を作成し、遅滞なく経営改善課に提出すること。（提出方法は、別途指示による。）

第9 随意契約の公表について

次に該当する契約については、市ホームページにより公表する。

(1) 公表の対象

ア 特定随意契約

物品購入及び賃貸借並びに役務の提供に係る契約において施行令第167条の2第3号及び第4号の規定による随意契約の方法により契約を締結した案件ただし、当該契約内容が犬山市情報公開条例第8条各号に掲げる情報に一部でも該当する場合は除くものとする。

イ 1者随契

1者随契（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）の方法で締結された契約。ただし、当該契約内容が犬山市情報公開条例第8条各号に掲げる情報に一部でも該当する場合、法令等に基づく契約、国又は地方公共団体との契約及び指定管理者制度による契約は除くものとする。

(2) 公表の内容

ア 特定随意契約（発注見通しの公表）

所管課名、件名、契約内容、契約（予定）期間、契約（予定）時期、契約相手方、随意契約（業者選定）の理由

イ 特定随意契約（契約締結状況の公表）

所管課名、件名、契約内容、契約期間、契約締結日、契約相手方、契約金額、随意契約（業者選定）の理由

ウ 1者随契（契約締結状況の公表）

所管課名、件名、契約内容、契約期間、契約締結日、契約相手方、契約金額、根拠規定、随意契約（業者選定）の理由、その他特記事項

(3) 公表の時期

ア 特定随意契約（発注見通しの公表）

契約に係る予算成立後、速やかに公表する。

イ 特定随意契約及び1者随契（契約締結状況の公表）

契約を締結した月を基準として、次の区分にて公表する。ただし、年度当初からの契約を要する案件については、4月末までに公表を行う。

4月から6月に締結した契約	7月
7月から9月に締結した契約	10月
10月から12月に締結した契約	1月
1月から3月に締結した契約	4月